

ID: 1678

担当部署: こども福祉部 こども家庭室 こども政策課

処分の概要	母子家庭自立支援給付金の支給
法令名称 根拠条項	母子及び父子並びに寡婦福祉法 第31条
法令番号	昭和39年法律第129号
【根拠条文】 (母子家庭自立支援給付金) 第31条 都道府県等は、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの雇用の安定及び就職の促進を図るため、政令で定めるところにより、配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの又は事業主に対し、次に掲げる給付金(以下「母子家庭自立支援給付金」という。)を支給することができる。 (1) 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、内閣府令で定める教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合に、その者に支給する給付金(以下「母子家庭自立支援教育訓練給付金」という。) (2) 配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが、安定した職業に就くことを容易にするため必要な資格として内閣府令で定めるものを取得するため養成機関において修業する場合に、その修業と生活との両立を支援するためその者に支給する給付金(以下「母子家庭高等職業訓練促進給付金」という。) (3) 前2号に掲げる給付金以外の給付金であつて、政令で定めるもの 【基準】 根拠条文及び政令第27条から第29条までの規定による。 (母子家庭自立支援教育訓練給付金) 第27条 法第31条(第1号に係る部分に限る。)の規定により支給する母子家庭自立支援教育訓練給付金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額(受給資格者(同条第1号の内閣府令で定める教育訓練(以下この項において「特定教育訓練」という。)を修了した配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものをいう。以下この条において同じ。)が雇用保険法(昭和49年法律第116号)第60条の2の規定による教育訓練給付金(以下この項において「教育訓練給付金」という。)の支給を受けることができる場合にあつては、当該額から支給を受けることができる教育訓練給付金の額を控除した額)とする。 (1) 当該受給資格者が修了した特定教育訓練が指定教育訓練(特定教育訓練のうち、職業に必要な資格の取得を目的とするものとして都道府県知事等(法第8条第1項に規定する都道府県知事等をいう。次項及び第4項において同じ。)が指定するものをいう。以下この条において同じ。)である場合 当該受給資格者が当該指定教育訓練の受講のために支払った費用(入学料及び授業料に限る。)の額に100分の60を乗じて得た額(その額が160万円を超えるときは、160万円) (2) 当該受給資格者が修了した特定教育訓練が指定教育訓練以外のものである場合 当該受給資格者が当該特定教育訓練の受講のために支払った費用(入学料及び授業料に限る。)の額に100分の60を乗じて得た額(その額が20万円を超えるときは、20万円) 2 指定教育訓練を修了した受給資格者が当該指定教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年を経過する日までに職業(当該職業に就くために当該指定教育訓練に係る資格を有することが必要とされているものとして都道府県知事等が指定するものに限る。)に就いた場	

合における前項(第1号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「100分の60」とあるのは「100分の85」と、「160万円」とあるのは「240万円」とする。

3 母子家庭自立支援教育訓練給付金は、前2項の規定により算定された額が1万2000円を超えないときは、支給しない。

4 第1項(第1号に係る部分に限る。)の規定により算定した額の母子家庭自立支援教育訓練給付金の支給を受けた受給資格者が当該指定教育訓練を修了した日の翌日から起算して1年を経過する日までに第2項に規定する職業に就いたときは、内閣府令で定めるところにより、その旨を都道府県知事等に届け出るものとする。

(母子家庭高等職業訓練促進給付金)

第28条 法第31条(第2号に係る部分に限る。)の規定により母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給を受けることができる配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものは、同号の内閣府令で定める資格(次条第1項において「特定資格」という。)を取得するため同号の養成機関(第3項及び第4項並びに次条第1項において「養成機関」という。)の6月以上の課程において修業する者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの(第3項第1号及び第4項において「受給資格者」という。)とする。

(1) 基準年(請求月(母子家庭高等職業訓練促進給付金の請求をする日が属する月をいう。

以下この項及び第3項第1号において同じ。))が1月から7月までである場合にあつては請求月が属する年の前々年をいい、請求月が8月から12月までである場合にあつては請求月が属する年の前年をいう。以下この号及び次項において同じ。)の所得の額が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める額未満であること。

イ 基準年の12月31日において当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに加算対象扶養親族及び生計維持児童(配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの扶養親族でない児童で当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが生計を維持しているものをいう。以下この項及び次条第1項第3号において同じ。)がない場合 208万円

ロ 基準年の12月31日において当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに加算対象扶養親族又は生計維持児童がある場合 208万円に次に掲げる額を加算した額

(1) 当該加算対象扶養親族(老人扶養親族又は特定扶養親族等に該当するものを除く。)及び当該生計維持児童の数に38万円を乗じて得た額

(2) 当該加算対象扶養親族(老人扶養親族に該当するものに限る。)の数に48万円を乗じて得た額

(3) 当該加算対象扶養親族(特定扶養親族等に該当するものに限る。)の数に53万円を乗じて得た額

(2) 基準前年(請求月が1月から7月までである場合にあつては請求月が属する年の3年前の年をいい、請求月が8月から12月までである場合にあつては請求月が属する年の前々年をいう。以下この号及び次項において同じ。)の所得の額が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める額未満であること。

イ 基準前年の12月31日において当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに加算対象扶養親族及び生計維持児童がない場合 208万円

ロ 基準前年の12月31日において当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに加算対象扶養親族又は生計維持児童がある場合 208万円に次に掲げる額を加算した額

(1) 当該加算対象扶養親族(老人扶養親族又は特定扶養親族等に該当するものを除く。)及び当該生計維持児童の数に38万円を乗じて得た額

(2) 当該加算対象扶養親族(老人扶養親族に該当するものに限る。)の数に48万円を乗

じて得た額

- (3) 当該加算対象扶養親族(特定扶養親族等に該当するものに限る。)の数に53万円を乗じて得た額

- 2 児童扶養手当法施行令(昭和36年政令第405号)第4条第1項本文及び第2項の規定は、前項の配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの基準年及び基準前年の所得の額の計算方法について準用する。この場合において、同条第1項本文中「その年」とあるのは「それぞれ当該基準年又は基準前年の翌年」と、「(以下この項において「総所得金額等合計額」という。)」とあるのは「と当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが扶養児童(当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが現に扶養している母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第3項に規定する児童をいう。以下この条において同じ。)の父から当該扶養児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の100分の80に相当する金額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)を合算した額」と、同条第2項第3号中「母」とあり、及び同項第4号中「母及び父」とあるのは「扶養児童の母」と読み替えるものとする。
- 3 母子家庭高等職業訓練促進給付金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 受給資格者及び当該受給資格者と同一の世帯に属する者が請求月の属する年度(請求月が4月から7月までである場合にあつては、その前年度)分の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条の規定によつて課する所得割を除く。次条第3項第1号において同じ。)が課されない者(市町村(特別区を含む。)の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び法第31条の規定により支給される母子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において地方税法の施行地に住所を有しない者を除く。同号において同じ。)である場合 養成機関における課程の修了までの期間が12月以上である場合にあつては月額10万円(当該期間の最後の12月間については、月額14万円)、当該期間が12月未満である場合にあつては月額14万円
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 養成機関における課程の修了までの期間が12月以上である場合にあつては月額7万500円(当該期間の最後の12月間については、月額11万500円)、当該期間が12月未満である場合にあつては月額11万500円

- 4 母子家庭高等職業訓練促進給付金の支給期間は、受給資格者が養成機関において修業する期間に相当する期間(その期間が48月を超えるときは、48月)を超えない期間とする。

(母子家庭高等職業訓練修了支援給付金)

第29条 法第31条第3号に規定する政令で定める給付金は、特定資格の取得のための費用その他の養成機関における課程の修了に際し必要となる費用の負担を軽減するため次の各号のいずれにも該当する配偶者のない女子で現に児童を扶養しているもの(第3項第1号において「受給資格者」という。)に対し支給する給付金(同項及び次条において「母子家庭高等職業訓練修了支援給付金」という。)とする。

- (1) 特定資格を取得するため養成機関において6月以上の課程を修了したこと。
- (2) 前号の課程を修了した日(次号及び第3項第1号において「修了日」という。)において配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに該当すること。
- (3) 次のイ又はロのいずれかに該当すること。

イ 当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの修了時所得基準年(修了日の属する月が1月から7月までである場合にあつては当該月が属する年の前々年をいい、修了日の属する月が8月から12月までである場合にあつては当該月が属する年の前年をいう。以下このイ及び次項において同じ。)の所得の額が、次の(1)又は(2)に掲げ

る場合の区分に応じ当該(1)又は(2)に定める額未満であること。

- (1) 修了時所得基準年の12月31日において当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに加算対象扶養親族及び生計維持児童がない場合 208万円
- (2) 修了時所得基準年の12月31日において当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに加算対象扶養親族又は生計維持児童がある場合 208万円に次に掲げる額を加算した額
 - (i) 当該加算対象扶養親族(老人扶養親族又は特定扶養親族等に該当するものを除く。)及び当該生計維持児童の数に38万円を乗じて得た額
 - (ii) 当該加算対象扶養親族(老人扶養親族に該当するものに限る。)の数に48万円を乗じて得た額
 - (iii) 当該加算対象扶養親族(特定扶養親族等に該当するものに限る。)の数に53万円を乗じて得た額

ロ 当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの修了時所得基準前年(修了日の属する月が1月から7月までである場合にあっては当該月が属する年の3年前の年をいい、修了日の属する月が8月から12月までである場合にあっては当該月が属する年の前々年をいう。以下このロ及び次項において同じ。)の所得の額が、次の(1)又は(2)に掲げる場合の区分に応じ当該(1)又は(2)に定める額未満であること。

- (1) 修了時所得基準前年の12月31日において当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに加算対象扶養親族及び生計維持児童がない場合 208万円
- (2) 修了時所得基準前年の12月31日において当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものに加算対象扶養親族又は生計維持児童がある場合 208万円に次に掲げる額を加算した額
 - (i) 当該加算対象扶養親族(老人扶養親族又は特定扶養親族等に該当するものを除く。)及び当該生計維持児童の数に38万円を乗じて得た額
 - (ii) 当該加算対象扶養親族(老人扶養親族に該当するものに限る。)の数に48万円を乗じて得た額
 - (iii) 当該加算対象扶養親族(特定扶養親族等に該当するものに限る。)の数に53万円を乗じて得た額

2 児童扶養手当法施行令第4条第1項本文及び第2項の規定は、前項の配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものの修了時所得基準年及び修了時所得基準前年の所得の額の計算方法について準用する。この場合において、同条第1項本文中「その年」とあるのは「それぞれ当該修了時所得基準年又は修了時所得基準前年の翌年」と、「(以下この項において「総所得金額等合計額」という。)」とあるのは「と当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが扶養児童(当該配偶者のない女子で現に児童を扶養しているものが現に扶養している母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第3項に規定する児童をいう。以下この条において同じ。)の父から当該扶養児童の養育に必要な費用の支払として受ける金品その他の経済的な利益に係る所得の金額の100分の80に相当する金額(1円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た金額)を合算した額」と、同条第2項第3号中「母」とあり、及び同項第4号中「母及び父」とあるのは「扶養児童の母」と読み替えるものとする。

3 母子家庭高等職業訓練修了支援給付金の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 受給資格者及び当該受給資格者と同一の世帯に属する者が修了日の属する年度(修了日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者である場合 5万円
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 2万5000円

標準処理期間		40日	
備考			
設定年月日	平成28年4月1日	最終変更年月日	令和7年4月1日